



静岡市 歯と口腔の健康づくり推進計画

はっらっ スマイルプラン

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

中間評価・中間見直し



静岡市

令和6年3月

—目 次—

第1章 はじめに

1 計画の中間評価・中間見直しの趣旨と背景	1
2 計画の位置づけと他計画との関係	2
3 計画の期間及び対象	3

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	4
2 スローガン	4
3 基本方針	6
4 施策の体系	7

第3章 計画の中間評価・中間見直し

1 中間評価の方法	
(1) 評価基準	9
(2) 基礎資料	9
2 中間評価の結果	
(1) 全体の評価者	10
(2) 分野別の評価	10
(3) 評価の一覧	11
(4) 評価のポイント	16
3 見直しの概要	
(1) 指標の再設定	21
(2) 行政の取組の再設定	23

4 基本方針ごとの中間評価と中間見直しの詳細

基本方針1 乳幼児期から高齢期までの歯科疾患の特性に応じた取組

(1) 乳幼児期（0～5歳）	24
(2) 学童期（6～12歳）	35
(3) 思春期（13～19歳）	44
(4) 成人期（20～64歳）	53
(5) 高齢期（65歳以上）	73
(6) その他（外傷、口腔がん、低ホスファターゼ症）	82

基本方針2 障がい児・者、要介護者、妊産婦など特別な配慮が必要な人に対する取組

(1) 障がい児・者	84
(2) 要介護者	94
(3) 妊産婦	97
(4) 入院患者	100
(5) 被虐待児	101

基本方針3 災害時における健康被害の予防及び歯科保健医療提供体制の整備

(1) 災害時における健康被害の予防	102
(2) 災害時における歯科保健医療提供体制の整備	105

基本方針4 持続可能な歯と口の健康づくりの推進のための環境整備・関係機関の連携強化

(1) 市民が学校や事業所等のあらゆる場面において歯と口の健康づくりを推進できる環境整備	107
(2) 関係機関との連携強化	111

基本方針5 科学的根拠に基づいた歯科保健施策の展開	112
---------------------------	-----

第4章 計画の推進体制

1 各主体の取組

(1) 市民の取組	113
(2) 市民を支える関係者の取組	115

2 計画の進行管理	116
-----------	-----

資料

関連法令	117
静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議委員名簿	123

コラム早見表

1歳頃の子どものむし歯予防に関する配信動画	32
フッ化物配合歯みがき剤の推奨される年齢別使用量の基準が変更されました	34
8020すごろく	41
歯肉炎ってどんな病気？	42
あなたのお子さんは大丈夫？口呼吸(口唇閉鎖不全)	43
毎日のお口のケア、きちんとできていますか？	51
かかりつけ歯科医をお持ちですか？	52
歯周病と各疾患の関係	71
歯周病と糖尿病の関係	72
総入れ歯だったら歯科医院に行かなくてもよい？	81
安全な食事を進めるために	93
災害時に気を付けたいお口のケア	104

第1章 はじめに

1 計画の中間評価・中間見直しの趣旨と背景

生涯にわたり食事を美味しく味わい、会話を楽しむなど、健康で豊かな生活を送るために歯と口の健康は欠かせません。歯周病やむし歯などで口の中の環境が悪化すると、歯を失い、嚙んで飲み込むことが困難になることに加え、近年、糖尿病や脳梗塞、認知症などの疾患と深い関わりがあることがわかってきました。また、高齢期において、歯を失った状態や口の機能が低下した状態（オーラルフレイル）を放置すると、食べられるものが限られ、低栄養や体重減少といったフレイルの状態を経て、要介護状態につながることもわかってきています。

本市では、平成31年4月に「静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例」を施行、令和3年3月に本計画を策定し、市民の歯と口の健康づくりを関係団体と一体となって推進してきましたが、その間、新型コロナウイルス感染症が流行し、従来行ってきた集合型の健康教室や研修会の開催を余儀なく中止し、オンデマンド等のDXを活用した方法へ変更し対応してきました。

また国では、政権の重要課題や政策の基本的方向性を示す「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022」に「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」が明記され、翌2023年には、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」と一歩進んだ表現で記載されました。その他にも「全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療職間・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携」などが明記されたほか、令和6年度には「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」が「健康日本21（第3次）」との整合性を図ったうえで始動します。

このような流れの中、令和8年度が終期となる本計画は3年目の中間年を迎え、これまでの取組や進捗状況を確認する中間評価を行うことで、より社会情勢に即した内容へ見直しを行います。歯と口の健康は、ライフステージごとの特性が明確ではありますが、その課題や目標を断片的に捉えるのではなく、生涯を通じた健康づくりとして連続して捉えるために、本市において令和6年から開始する「静岡市健康爛漫計画（第3次）」及び「第4次静岡市食育推進計画」との整合性を図り、ライフコースアプローチ*の概念を意識し、健康格差の解消を目指します。

*ライフコースアプローチ

個人の健康を生涯にわたって促進するための総合的な戦略。胎児期から高齢期までの各段階での健康課題を特定し、予防や介入を行うことで、健康を最大限に維持することを目指す。また、個人の生活スタイルや社会的要因を理解し、健康行動の促進や病気の予防を支援する。個人の健康への長期的な視点を持ち、健康づくりにおいて持続的な成果を生み出すための重要なフレームワーク。

※本計画中では、「口腔（こうくう）」という文言が一般的には馴染みが薄いため、専門用語を除き、「歯と口腔」ではなく、「歯と口」と表記します。

2 計画の位置づけと他計画との関係

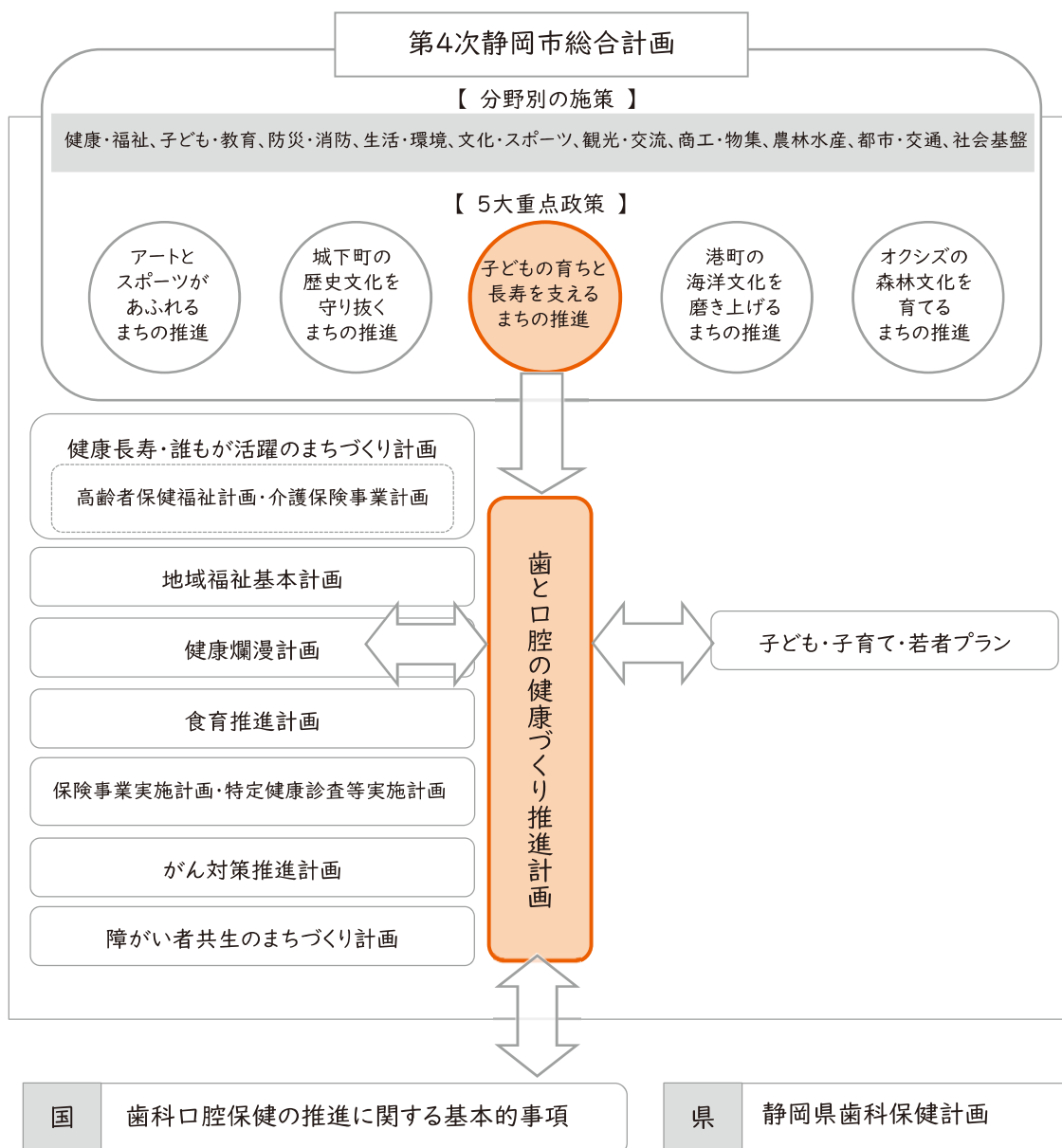
(1) 計画の位置づけ

本計画は、本市の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、「歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例」第11条の規定に基づく歯と口腔の健康づくりの推進に関する計画として策定しています。

(2) 他計画との関係

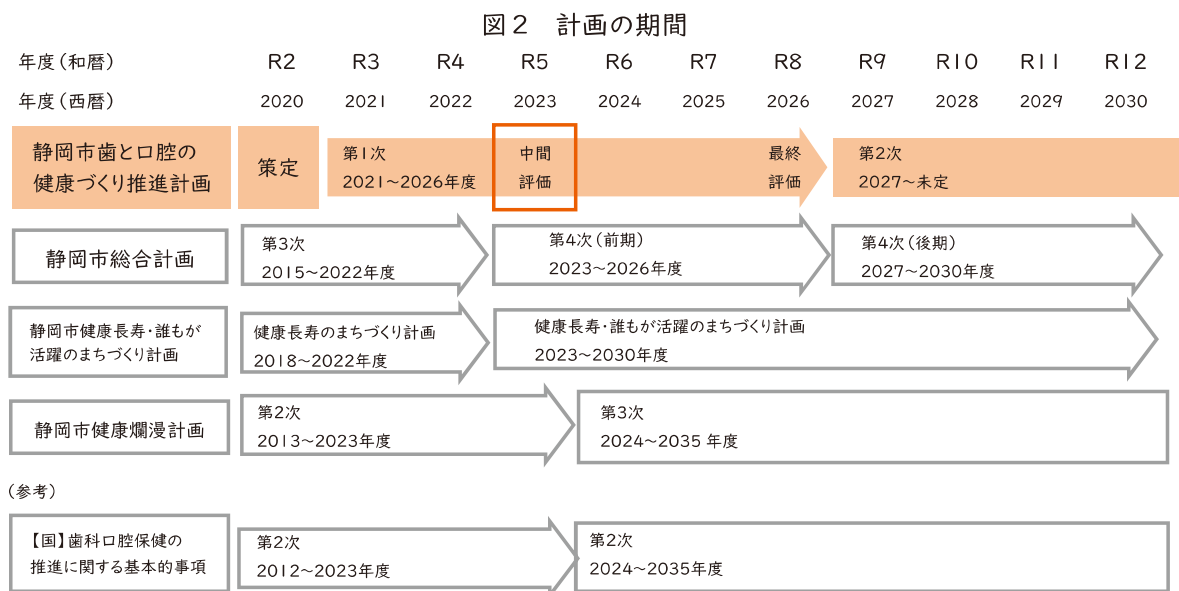
本計画は、「第4次静岡市総合計画」を踏まえ、「静岡市健康爛漫計画」をはじめとするその他の関連する計画や、国・県が策定した計画との整合性を図っています。

図1 他計画との関係

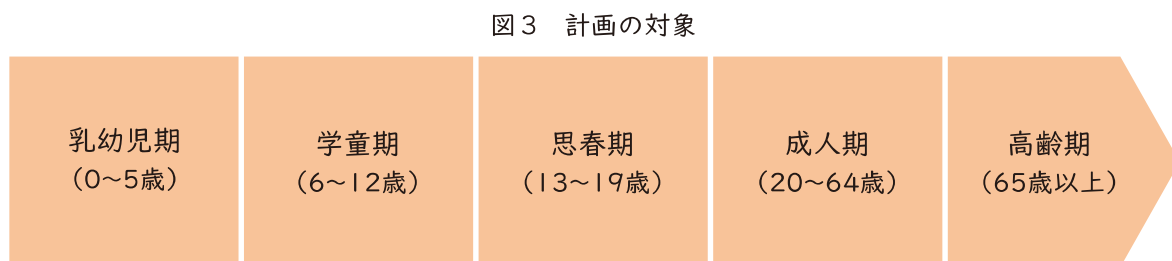


3 計画の期間及び対象

本計画は、第4次静岡市総合計画（前期）の終期とあわせ、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間を計画期間としています。



【歯と口の健康づくりの5つのライフステージ】



※静岡市健康爛漫計画では、9つのライフステージ（妊娠・出産期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、中年期、前期高齢期、後期高齢期）で分類していますが、本計画では歯科疾患の特性を踏まえ、5つのライフステージに分類しています。

なお、国の基本的事項では、乳幼児期、学童期、成人期、高齢期と4つに分類しています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「健康長寿のまち」実現に向けた「歯と口の健康づくり」

本市では、「市民が、できる限り、健康で人生を楽しむことができ、住み慣れた『自宅ですっと』、自分らしく暮らすことができるまち(健康長寿のまち)」の実現に向け、様々な取り組みを行っています。

歯と口の健康が全身の健康にどのような影響を与えるのか、科学的根拠を以て示されつつある現在、市民一人ひとりが子どもの頃から歯と口の健康に関する正しい知識を身につけ、生涯にわたって、歯と口を健康な状態に保つことが、「健康で人生を楽しむ」ことに繋がると考え、理念を定めました。

2 スローガン

いつでも だれでも どんなときも

歯と口の健康づくりに取り組み

美味しく 楽しく 安全に 口から食べることができるまち しずおか

「歯と口の健康」から目指す「健康長寿」は、単に「全身が健康である状態」ではなく、「QOL(生活の質)の維持ができている状態」を想定しています。

いつでも(乳幼児期から高齢期まで)、だれでも(障がい等があっても)、どんなときも(平常時に限らず災害時においても)、歯科医療や歯科保健サービスを受けることができ、歯と口の健康づくりに取り組むことができること、そして、自身の歯と口を大切にすることで、高齢になっても「口から食べたい」という希望を持ち続け、食を楽しめる、そんな「健康長寿のまち」=「美味しく楽しく安全に口から食べることができるまち」を目指したいとの思いを込め、スローガンを掲げました。

(SDGs※¹との関係について)

SDGs未来都市※²及びSDGsハブ都市※³として選定された本市は、世界水準の都市「世界に輝く静岡」の実現を目指します。

本計画では、「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」の趣旨に基づき、取り組みを推進します。

図4 SDGsポスター(17のアイコン日本語版)



ロゴ:国連広報センター作成

※1 SDGs(エス・ディ・ジーズ)とは…

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」に定められた国際目標です。持続可能な世界を実現するため、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(ゴール)と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むものです。

※2 SDGs未来都市とは…

SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものです。静岡市は、平成30年6月15日に選定されました。

※3 SDGsハブ都市とは…

SDGsを先進的に進めるモデル都市として国連が認定しているものです。静岡市は平成30年7月にアジア初のSDGsハブ都市として認定されました。

3 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定めます。

- 1 乳幼児期から高齢期までの歯科疾患の特性に応じた取組
- 2 障がい児・者、要介護者、妊産婦など特別な配慮が必要な人に対する取組
- 3 災害時における健康被害の予防及び歯科保健医療提供体制の整備
- 4 持続可能な歯と口の健康づくりの推進のための環境整備・関係機関の連携強化
- 5 科学的根拠に基づいた歯科保健施策の展開

「いつまでも自分の口から食べられる」ように…

しずおかの厳選食材を使ったお弁当で基本方針1～5の関係を示してみました。

お弁当の中心は主食であるごはん(基本方針1)とし、その上に、タンパク質やビタミン、ミネラルが豊富なおかず(基本方針2・3)のをせ、それをお弁当箱(基本方針4)が支えています。

さらにお弁当を食べるために必要なツールであるお箸を(基本方針5)としました。

図5 基本方針間の関係



- MENU -

おかず①

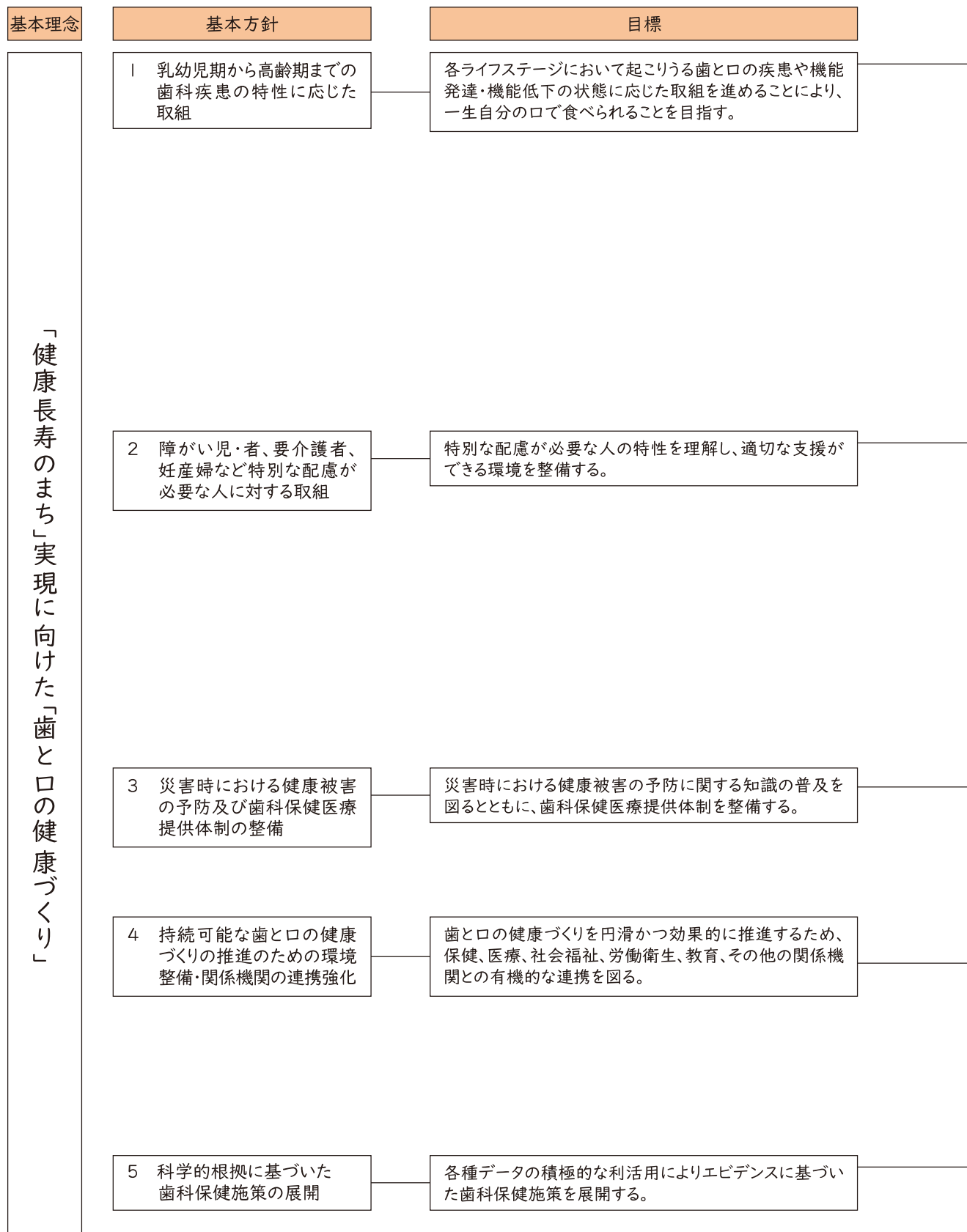
- ・釜揚げしらす
- ・久能の葉しょうがピクルス
- ・黒はんぺんのおでん
- ・折戸なすの焼きなす風

おかず②

- ・桜えびのかき揚げ
- ・あさはた蓮根の煮物

※お弁当箱は井川メンパ

4 施策の体系



施策の方向性

(1)乳幼児期	・「乳歯が生え始めた時期の子どものむし歯予防に関するオンデマンド配信」や「歯みがきスタート教室」にて歯の健康の重要性や歯と口を使ってよく噛んで味わい食べる楽しさ、仕上げみがきの仕方等の周知啓発をしていきます。 ・むし歯の健康格差を解消するためにフッ化物洗口の未実施園に対し、引き続き実施に向けた働きかけを行います。
(2)学童期	・むし歯予防や歯肉炎予防、口腔機能に関する知識等を児童や保護者に提供できるよう資料の作成や動画配信等を行います。 ・学校歯科医向けに研修会を開催し、学校歯科医が養護教諭等と連携して定期的な歯科健康教育・歯科保健指導が実施できるよう働きかけます。 ・乳歯から永久歯への生え変わりが進む小学生の時期にフッ化物洗口を実施できるよう引き続き、校長会等で働きかけます。
(3)思春期	・学校歯科医向けに研修会を開催し、学校歯科医が養護教諭等と連携して定期的な歯科健康教育・歯科保健指導が実施できるよう働きかけます。 ・むし歯予防や歯肉炎予防、口腔機能に関する知識等を生徒や保護者に提供できるよう資料作成や動画配信等を行います。
(4)成人期	・高校卒業後も定期的に歯科健診を受けるよう、かかりつけ歯科医を持つことの重要性を啓発します。
(5)高齢期	・歯科受診の重要性を若い世代に理解してもらえよう引き続きSNS等を活用した歯と口の健康づくりに関する情報の発信や事業者・保険者と連携した環境の整備に努めます。 ・歯科受診の必要性の高い者(特定健康診査の問診項目で「噛めない」と回答しているが、歯科を受診していない者)に対し、受診勧奨をしていきます。トリプル健診(集団)は引き続き医師会、歯科医師会等のご協力のもと実施します。 ・オーラルフレイルに関する正しい知識を普及し、歯と口の機能低下予防を意識して取り組んでもらえるよう働きかけます。
(6)その他	・口腔機能を保ち、健康増進や生活の質の維持を図るために、オーラルフレイルの早期発見とその対策に取り組みます。 ・むし歯、歯周病などの重症化予防、誤嚥性肺炎の予防に向け、地域等と連携して取り組んでいきます。 ・オーラルフレイルに関する正しい知識を普及し、歯と口の機能低下予防に意識して取り組んでもらえるよう働きかけます。
(1)障がい児・者	・障害福祉サービス等事業所利用者の歯科健診後の受診勧奨を利用者と家族に行うとともに事業所職員とも連携し、気になるところがなくても定期的に歯科医院を受診し、歯と口のチェックや歯の清掃を受けることの重要性について啓発を行います。 ・全身麻酔下歯科治療については、これまで共同して診療を行ってきた市立病院との連携を一層強化するとともに、他病院との協力体制の新規構築に向けた協議等を行い、実施機会の増加に向け、取り組んでいきます。 ・障がいのある人が適切な時期に適切で安全・安心な歯科医療を受けることができるよう、関係機関と連携し、住み慣れた地域でかかりつけ歯科医を持ち継続的な口腔内管理が受けられる環境の整備に取り組めます。
(2)要介護者	・要介護高齢者が、地域で安心して歯科診療を受けることができるよう、関係機関が連携して環境の整備を図るとともに、歯と口の健康づくりの困難性や重要性について、地域の歯科医療関係者や支援者の知識を向上し、理解を深めるよう努めます。 ・本人や家族、支援者に対してもかかりつけ歯科医を持つことの大切さを啓発します。 ・安全に食べられるよう本人や家族、支援者等に対して、口腔機能向上を含めた健康づくりに関する情報提供をしていきます。
(3)妊産婦	・妊娠期の歯と口の健康が、胎児にも影響を与えることの理解を深め、妊婦歯科健康診査の受診を促し、適切な予防行動を実践できるよう取り組んでいきます。 ・子どもの歯と口の健康のみならず、自分自身の歯と口の健康に対しても意識を向けてもらえるよう産婦に対する取組を引き続き実施、検討していきます。
(4)入院患者	・歯科と医科がそれぞれの専門分野について理解及び情報共有することにより、必要な患者さん(入院前後を含む)が必要な口腔機能管理を受けられるような体制を整備します。
(5)被虐待児	・歯科医師や養護教諭等が状況を正しく把握できるよう研修会等での資質の向上を図ります。 ・家庭の事情に左右されることなく、「だれても」フッ化物を利用できるよう集団フッ化物洗口の実施施設数を増やします。
(1)災害時における健康被害の予防	・避難訓練等の機会に積極的に参加できるよう防災関連部局との連携を図ります。また、歯科の健康講座や歯科保健指導の場で、周知・啓発をしていきます。 ・「震災関連疾患」にかかりやすいと考えられる高齢者が入所する介護保険施設において、施設職員と協力歯科医との危機管理意識が十分に図ることができるような体制整備に取り組めます。
(2)災害時における歯科保健医療提供体制整備	・様々なニーズに対応できるよう、具体的な活動について体制整備や研修会を実施していきます。 ・有事に備え、歯科医師会をはじめとする関係団体と綿密なシミュレーションを行い、これに基づいた訓練を実施します。 ・歯科所見が大規模災害時の身元確認に資することから、厚生労働省において進められている「歯科情報の利活用及び標準化普及事業」の動向を注視し、その知見について理解を深めます。
(1)市民が学校や事業所等のあらゆる場面において歯と口の健康づくりを推進できる環境整備	・個人のライフコースに沿った歯と口の健康づくりを推進できるよう環境の整備に努めます。 ・事業所において、従業員が定期的に歯科健診を受けられるよう進めるとともに、事業所にその意義や体制整備について理解を得られるよう働きかけを行います。 ・学校においては、健診のみならず、学校歯科医による定期的な歯科健康教育・歯科保健指導が充実できるよう働きかけます。 ・歯と口の健康週間をはじめ、健康増進普及月間や食育普及月間等など各方面から歯と口の健康の重要性について啓発していきます。 ・政府の示す「国民皆歯科健診」の動向を注視しつつ、歯周病のリスクを簡便・迅速に把握できるスクリーニング検査の活用し、必要な人が歯科医療機関に受診できる環境整備を図ります。
(2)関係機関との連携強化	・市民一人ひとりが子どもの頃から歯と口の健康に関する正しい知識を身につけ、生涯にわたって、歯と口を健康な状態に保つことができるよう、保育や教育等との連携を強化していきます。 ・成人期、高齢期においては、必要なサービスを必要な時に受けられるよう地域包括ケアシステムをはじめとした保健、医療、介護等の連携を進めます。 ・保健・医療・社会福祉等、各々の持つシステムについて広く情報共有するとともに、各機関の持つリソースについて理解し、それぞれが活用しやすい環境を整備します。
各種データの利活用	・歯科保健事業の主体として実施する基礎自治体の強みを生かし、各種事業の結果を可及的に電子化した状態で保存し、詳細な分析を行うことにより、客観的にその事業評価を行います。 ・学術分野で行われる各種研究や他自治体及び公的研究機関等が行う調査等が発信する情報を積極的に取り入れることにより、効果的・効率的に市民の歯と口の健康づくりを進めます。 ・事業で得られた結果を集積・分析し、見える化することで、新たな施策の企画・立案に活用していきます。また、健康課題等の分析のみならず、周知啓発に係るヘルスコミュニケーション分野でも連携を図り、市民に分かりやすく健康情報の普及啓発を図ります。